

青森県報

第三千六百三十号

平成二十四年
十二月十七日
(月曜日)

目次

告示

- 生活保護法による指定介護機関の所在地変更の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による指定介護機関の所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………(同) ……一
- 生活保護法による指定介護機関の所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出……………(同) ……三
- 生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の名称変更の届出……………(同) ……四
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……五
- 公共測量の終了……………(監理課) ……五
- 建設業者の許可の取消し……………(西北地域) ……五
- 右 同……………(西北地域) ……五
- ……………(下北地域) ……六
- ……………(県民局) ……六

公 告

告 示

青森県告示第八百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した

旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	名称	所在地	施設の種類	変更年月日
三和園	特別養護老人ホーム			弘前市大字三和字上恋塚一九	介護老人福祉施設	平成二十四・八・一
弘前市大字西町二丁目一の二						

青森県告示第八百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	名称	所在地	変更年月日
ポーツ株式会社	ポーツ株式会社		熊坂寛	八戸市石堂一丁目二七の二三	平成二十四・五・七
東京都渋谷区本町一四丁目一四丁	東京都渋谷区本町一丁目八の七		熊坂寛	八戸市石堂一丁目二七の二三	
訪問入浴介護	居宅療養管理指導		熊坂寛	八戸市石堂一丁目二七の二三	
ポーツ株式会社	ポーツ株式会社		熊坂寛	八戸市石堂一丁目二七の二三	
八戸市大字小侍一・二・五の一	八戸市大字小侍一・二・五の一		熊坂寛	八戸市石堂一丁目二七の二三	
訪問入浴介護	居宅療養管理指導		熊坂寛	八戸市石堂一丁目二七の二三	
ポーツ株式会社	ポーツ株式会社		熊坂寛	八戸市石堂一丁目二七の二三	
八戸市大字小侍一・二・五の一	八戸市大字小侍一・二・五の一		熊坂寛	八戸市石堂一丁目二七の二三	
訪問入浴介護	居宅療養管理指導		熊坂寛	八戸市石堂一丁目二七の二三	

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
ポーツ株式会社	ポーツ株式会社	熊坂覚		名 称	介 護 予 防 事 業 者
東京都渋谷区本町一丁目四の四	東京都渋谷区本町一丁目八の七	一丁目二七	八丁目二七	主たる事務所の所在地	
訪問介護	訪問介護	介護予防管理指導		類 別	介 護 予 防 事 業 者 種 別
ポーツ株式会社	ポーツ株式会社	熊坂 歯科	熊坂 歯科	名 称	介 護 予 防 事 業 所
八戸市大字一丁目二五の二	八戸市大字一丁目二七	一丁目二七	一丁目二七	所 在 地	
二〇・六・一五		二〇・五・一七	平成	年 月 日	変 更

平成二十四年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第八百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

変更後	変更前	変更後	変更前
"		株式会社 スライヴ	
一〇の境松石市大字一〇の境松石市大字	二九の境松石市大字	一〇の境松石市大字	二九の境松石市大字
訪問看護		福祉用具 貸与	
訪問看護 すらん		株式会社 スライヴ	
一〇の境松石市大字	一〇の境松石市大字	一〇の境松石市大字	一〇の境松石市大字
"		二〇・八・二〇	

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"		"		"		"		"		社会福祉法人 三和会		"	
一苗の弘前市大字二丁目二	三和字上恋 弘前市大字 一	一苗の弘前市大字二丁目二	三和字上恋 弘前市大字 一	一苗の弘前市大字二丁目二	三和字上恋 弘前市大字 一	一苗の弘前市大字二丁目二	三和字上恋 弘前市大字 一	一苗の弘前市大字二丁目二	三和字上恋 弘前市大字 一	一苗の弘前市大字二丁目二	三和字上恋 弘前市大字 一	一苗の弘前市大字二丁目二	三和字上恋 弘前市大字 一
"		通介所 介護 介護		"		"		"		"		訪問 介護 介護	
タビスイセイ 城西		園タビスイセイ 三和		いしや 庄		ルスム 庄		城西		園タビスイセイ 三和		"	
一苗の弘前市大字二丁目八		三和字上恋 弘前市大字 一		字柳 北津軽郡 六板		一田目 中津軽郡 西		一苗の弘前市大字二丁目八		三和字上恋 弘前市大字 一		"	
"		"		"		"		"		二〇・八・一		"	

青森県告示第八百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前		
"		"		"		"		"		"			
一 茜弘 の町前 二市大 二丁目字 目恋	一 茜弘 の町前 二市大 二丁目字 目恋	一 茜弘 の町前 二市大 二丁目字 目恋	一 茜弘 の町前 二市大 二丁目字 目恋	一 茜弘 の町前 二市大 二丁目字 目恋	一 茜弘 の町前 二市大 二丁目字 目恋	一 茜弘 の町前 二市大 二丁目字 目恋	一 茜弘 の町前 二市大 二丁目字 目恋	一 茜弘 の町前 二市大 二丁目字 目恋	一 茜弘 の町前 二市大 二丁目字 目恋	一 茜弘 の町前 二市大 二丁目字 目恋	一 茜弘 の町前 二市大 二丁目字 目恋		
"		"		生活短期介 活期入所 介護		"		"		"			
施設生活短期 設常期入所 源護所		△老人特別 白神水養 荘護		△老人特別 三和木養 園護		やタバ タイス いサイ たん		荘ター ター 白セ 神		えター ター おセ せん			
一 南弘 六袋前 町市大 五市大 の字		一 目津 四屋代 三村輕 の稲都 二元西		一 茜弘 の町前 二市大 二丁目字 目恋		塚三弘 一和前 九市大 上字大 恋		字柳北 岸町津 田大輕 六字郡 六辻板		一 目津 四屋代 三村輕 の稲都 二元西		六 渡平 の上川 一石市中 田佐	
"		"		"		"		"		"			

介護支援事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年十二月十七日

青森県知事 三村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
"		"		社会福祉 法人つがる 三和会		アースサ ポ株式会 社		社会福祉 法人すわ ん		名 称
二 弘 町前 二市大 二丁目字 目一の	九 弘 和字上 恋塚一	二 弘 町前 二市大 二丁目字 目一の	九 弘 和字上 恋塚一	二 弘 町前 二市大 二丁目字 目一の	九 弘 和字上 恋塚一	本 東 の町京 一都 四四 丁目四 区	本 東 の町京 一都 八八 丁目八 区	の 五 一磯所 辺川 三原 六市 五脇	の 五 一磯所 辺川 三原 六市 五脇	主たる 事務 所 所在地
居宅介護支 業所おのえ		居宅介護支 業所城西		在宅介護支 援センター 三和		アースサ ポ八戸		居宅介護支 業所すわ んの里		名 称
一 上平 石川中 田石佐 三六の 渡	一 弘 町前 八市大 二丁目字 目一の	九 弘 和字上 恋塚一	九 弘 和字上 恋塚一	九 弘 和字上 恋塚一	九 弘 和字上 恋塚一	五 八 市戸 字市 一侍 二二 丁目	五 八 市戸 字市 一侍 二二 丁目	の 五 一磯所 辺川 三原 六市 五脇	の 五 一磯所 辺川 三原 六市 五脇	所 在 地
"		"		二〇 一六 一		二〇 一六 一五		平 成 二 九 ・ 六 ・ 一		変 更 日

変更前	九 弘前市大字三 和字上恋塚一	在宅介護支援 センター白神	中津軽郡西目 屋村大字田代 字稲元一四三 の二	"
変更後	二 弘前市大字茜 町二丁目一の	在宅介護支援 センターいた や荘	北津軽郡板柳 町大字辻字岸 田六六	"
変更前	九 弘前市大字三 和字上恋塚一	在宅介護支援 センターいた や荘	北津軽郡板柳 町大字辻字岸 田六六	"
変更後	二 弘前市大字茜 町二丁目一の	在宅介護支援 センターいた や荘	北津軽郡板柳 町大字辻字岸 田六六	"

青森県告示第八百八十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第一号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十四年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
五所川原市十三通行道番外地 小倉 勇斗	十三区域 十三漁業協同 組合の地区	底建網漁業
五所川原市十三深津一五四 豊島 心一		

青森県告示第八百八十六号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
藤崎町
- 二 測量の種類
公共測量（空中写真測量）
- 三 測量の期間
平成二十四年五月十八日から同年十一月二十九日まで
- 四 測量の地域
南津軽郡藤崎町
北津軽郡板柳町

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社伊藤鋳業
- 二 代表者の氏名 増田 教正
- 三 主たる営業所の所在地 つがる市木造若竹一三
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 二四）第一二八四号
- 五 取消年月日 平成二十四年十一月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
造園工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十四年十一月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 宝来工業
- 二 氏名 坂本 秀之
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市新町五の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第六〇〇一四二号
- 五 取消年月日 平成二十四年十一月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
とび・土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十四年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭